

諮問番号：平成30年度諮問第8号  
答申番号：平成30年度答申第10号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成28年8月3日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、認容すべきである。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

処分庁は、審査請求人がグループホームに入居している事実を把握していたにもかかわらず、家賃の補足給付について、46か月という長期間にわたり把握する努力をしなかった。結果として46万円という高額な返還金を請求されたことは、ケースワーカーの認識不足から来る不利益であり、審査請求人は、精神的にひどい苦痛を与えられた。家賃の補足給付について処分庁から説明もなく、長期間放置され、高額な請求をされることに審査請求人の落ち度は考えにくく、ケースワーカーもミスを認めていることから、本件処分は取り消されるべきである。

#### 2 審査庁

本件審査請求は棄却するべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

##### (1) 住宅扶助費の認定誤りについて

処分庁は、保護開始申請時に受理した住宅費証明書により、グループホームの利用料（家賃）月額と同額である4万円を住宅扶助費として認定していたが、平成28年7月、補足給付が保護開始当初から継続して認定さ

れていることが判明したため、住宅費証明書及び〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の提出を求めた上で、同年9月分の保護費から補足給付分1万円を控除した3万円を住宅扶助費として認定変更することとし、同年8月分までの過支給となる額について返還を求める決定をしたものである。

(2) 法第63条に基づく返還額の決定について

法第63条については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、最低限度の生活の需要を満たすに十分なものを超えて保護費の支給を受けた場合（過払いの場合）について、仮に消費していたとしても、過払いとなった保護費の返還義務を免れる事由となるものではないと解されている。

処分庁は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、平成28年6月28日に資産申告書を提出させ、同月17日現在の預金残高が453,411円であることを確認し、このことから、請求人が保護受給中、最低生活費の範囲内で生活し、結果として過払い額とほぼ同額が手許に残っており、住宅扶助費の過支給分の返還に充てるのが妥当と判断したことが認められる。

(3) 特定障害者特別給付費（家賃の補足給付）について

補足給付は、グループホーム事業者が代理受領する場合、事業者から入居者への家賃請求額が下げられるものであることから、請求人にとって収入であるとの認識はなかったと考えるべきであり、請求人から補足給付について収入申告がなかったとの処分庁の主張には首肯しかねる。

また、補足給付が平成23年10月1日に創設されることに伴い、厚生労働省保護課から発出された「特定障害者特別給付費の対象拡大に伴う生活保護法制度上の取扱いについて」の事務連絡には、「補足給付の支給申請が行われていない場合は、障害保健福祉担当部局と連携の上、申請手続き等について必要な助言指導を行うこと。」と示されており、グループホーム入居者である請求人からの保護開始申請時に、処分庁としても補足給付の支給の有無について確認しておくべきであった。

(4) まとめ

以上のとおり、処分庁の保護開始時の手続等については十分であったとは言い難いものの、処分庁は、請求人の資産や本件過支給の費用の使用状況等について把握を行っており、その結果を踏まえ、本件過支給費用の全部の返還を求めることが、請求人に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがないと判断し、返還金額の決定を行ったものと認められ、本件返還決定に違法又は不当な点は認められない。

他に本件返還決定に違法又は不当な点は認められない。

## 第4 調査審議の経過

平成30年8月6日	諮問書の受領
平成30年8月7日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限及び口頭意見陳述申立期限：8月22日
平成30年8月10日	第1回審議
平成30年8月21日	審査会からの質問に対する処分庁の回答の求め
平成30年8月31日	処分庁から回答書の受領（平成30年8月30日付け）（以下「処分庁回答書」という。）
平成30年9月10日	第2回審議
平成30年10月1日	第3回審議

## 第5 審査会の判断

### 1 法令等の規定

- (1) 法第4条第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めており、これを受けて、保護の基準が定められている。
- (3) 法第14条は、住宅扶助について、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して「住居」及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」の範囲内において行われる旨を定めている。
- (4) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、行政実務では、本条について、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、「急迫の場合等」の「等」とは、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、あるいは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤つ



行った。なお、処分庁は、弁明書において、上記（３）で確認した預貯金残高が過支給の余剰分として手元に残っていることから返還に充てるのが妥当と考えたと述べている。

（７）処分庁は、同年８月２２日、審査請求人を訪問し、グループホーム職員同席の上、返還金・徴収金決定書を交付し、返還に関する説明を行った。

### ３ 判断

（１）法第６３条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまる。これは、法が、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としていること（第１条）に鑑み、現に保護を受けている被保護者に対して、現に返還に耐え得る資力を有するか否か等にかかわらず、その受けた保護金品に相当する金額の全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、個々の場合に被保護者に返還を求める金額の決定を、当該被保護者の状況をよく知り得る立場にある保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第６３条に基づく返還決定を行うにあたって、以上のような同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定（これには返還を全額免除する判断も含まれる）について適切に裁量を行使しなければならない（本件に類似した事案で、法第６３条の趣旨を同様に解して返還決定を違法と判示した東京地方裁判所平成２９年２月１日判決、熊本地方裁判所平成３０年３月３０日判決を参照）。

（２）そこで本件処分がなされた経緯をみると、平成２８年７月１９日、審査請求人が入居するグループホーム職員からの説明により、審査請求人が特定障害者特別給付費として、月額１万円の家賃助成を受けていることを把握した処分庁は、グループホームの職員と協議のうえ、過支給分の保護費について全額返還することを前提に、返還決定後に処分庁から審査請求人に説明及び通知を行うこととし、同年８月３日、本件処分を行い、その後、同月２２日、審査請求人を訪問し、返還金・徴収金決定書を交付し、返還に関する説明を行った。

（３）通例、法第６３条に基づく費用返還の取扱いについては、「生活保護費

の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知の定めが参照される。同通知は、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。」としたうえで、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、その一つに、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」(以下、これを「自立更生費」という。)を挙げている。自立更生のための用途に供される額の認定基準については、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第8の40の答に、「被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。」とされ、答(2)のクに、「当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額」は、収入として認定しないものとすることが示されている。

- (4) 処分庁は、本件処分にあたって、審査請求人の預貯金口座に過支給した金額とほぼ同額の残高があることを確認し、過支給分を費消していないとみなして全額の返還を求めている。また、処分庁回答書によれば、処分庁は、事前に審査請求人から事情を聴取しておらず、自立更生費の免除の制度について審査請求人に全く説明することもなく、また自立更生費の有無、及び返還額の具体的な検討も行うことなく、全額を一律に返還させる前提で本件処分を行っていることが認められる。

しかしながら、用途を記録した通帳の写しからは審査請求人が冷蔵庫を購入していることが認められ、これは、利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入として自立更生費として認められる可能性を含むものであり、処分庁は、少なくとも冷蔵庫の購入費用については自立更生費として返還を免除することを検討するべきであったといえる。

- (5) 以上より、処分庁は、過支給の事実を把握してから本件処分を行うまでの間に、審査請求人の生活実態、本件過支給費用の使用の状況、及び自立更生費の有無など検討すべき諸事情についての調査を尽くしていない点で、本件処分に至る判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないことにより、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認められるから、本件処分は違法であり、取り消されるべきである。

したがって、本件審査請求は認容すべきである。

なお、処分庁回答書において、審査請求人は、平成28年12月19日に返還金について納付の意思を示し、平成29年1月18日より毎月3千円の分割納付中であることや、安定した収入があることから同年同月1日付で保護廃止となっていることが記されているが、本件審査請求は取下げられておらず、当該主張は上記判断を左右するものではない。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 曾和 俊文

委員 前田 雅子

委員 矢倉 昌子